

内閣総理大臣 岸田 文雄 様 (FAX: 03-3592-0179)
厚生労働大臣 後藤 茂之 様 (FAX: 03-3595-2680)
法務大臣 古川 禎久 様 (FAX: 03-3592-7393)

旧優生保護法被害裁判の大阪高裁判決に対し、上告しないでください。

令和4年2月22日付、大阪高等裁判所「令和3年(ネ)228号損害賠償請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所平成30年(ワ)第8619号・平成31年(ワ)第727号)判決に対して上告しないでください。

2022年2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法(旧法)は憲法13条、14条に反して違憲であるとし、法律をつくった国の責任を認めました。そして、原告被害者らは、強制不妊手術により身体への大きな侵襲を受け、子どもを産み育てるか否かの意思決定の自由を奪われたばかりか、一方的に「不良」との差別的な烙印を押され、個人の尊厳が著しく損なわれたとしています。

原告被害者らが長期にわたり訴訟を提起できなかったのは、社会的な差別・偏見を背景に、情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったからですが、判決では、それは、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進すべき国が、旧法のもとの優生施策によって障害者に対する差別・偏見を正当化・固定化、さらに助長してきたことに起因するとして、国の責任を厳しく指摘しています。そして、旧法による人権侵害が強度であることに加えて、これら国の重大な責任に照らし合わせると、除斥期間を適用することは著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用を制限し、国に対して損害賠償を命じました。

長きにわたって、この旧優生保護法被害に苦しんでこられた原告被害者らは、既に高齢となり、心身の不調を訴えておられます。これ以上、人権回復、損害補償を遅らせることはできません。

国は、大阪高裁判決を真摯に受け止め、上告をしないでください。そして、旧優生保護法問題の全面解決に向けて動き出すよう強く求めます。

2022年 月 日

住所

氏名

私のひとこと